

## 分科会の名称・用途区分・区域

都道府県	分科会名	用途区分	区 域
北海道	北海道第 1	宅地	札幌市中央区、東区、豊平区及び清田区
	“ 第 2	“	札幌市北区、白石区及び厚別区
	“ 第 3	“	札幌市南区、西区、手稲区、小樽市、倶知安町、共和町、岩内町、古平町及び余市町
	“ 第 4	“	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、南幌町、奈井江町、長沼町、栗山町及び新十津川町
	“ 第 5	“	室蘭市、登別市、伊達市、壮瞥町、白老町及び洞爺湖町
	“ 第 6	“	苫小牧市、厚真町、日高町、安平町、むかわ町、浦河町及び新ひだか町
	“ 第 7	“	函館市、北斗市、福島町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、江差町、今金町及びせたな町
	“ 第 8	“	旭川市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、上川町、美瑛町、上富良野町、下川町、美深町、増毛町、羽幌町、浜頓別町、枝幸町、滝上町、興部町及び雄武町
	“ 第 9	“	釧路市、帯広市、北見市、網走市、根室市、美幌町、斜里町、遠軽町、大空町、音更町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町及び中標津町
青森	青森 第 1	“	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、平内町、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町及び鶴田町
	“ 第 2	“	八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、野辺地町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、三戸町、五戸町、南部町及び階上町
岩手	岩手	“	岩手県内全域

都道府県	分科会名	用途区分	区 域
宮 城	宮城 第 1	宅地	仙台市青葉区、栗原市、東松島市、松島町、大和町、大郷町、大衡村及び美里町
	〃 第 2	〃	仙台市宮城野区、石巻市、塩竈市、多賀城市、登米市、七ヶ浜町、利府町、涌谷町及び女川町
	〃 第 3	〃	仙台市若林区、泉区、気仙沼市、大崎市、富谷町、加美町及び南三陸町
	〃 第 4	〃	仙台市太白区、白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町及び山元町
秋 田	秋 田	〃	秋田県内全域
山 形	山 形	〃	山形県内全域
福 島	福島 第 1	〃	福島市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村及び新地町
	〃 第 2	〃	会津若松市、郡山市、白河市、須賀川市、喜多方市、田村市、鏡石町、南会津町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、塙町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、三春町及び小野町
	〃 第 3	〃	いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町
茨 城	茨城 第 1	宅地及び林地	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町及び利根町
	〃 第 2	宅地	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町及び境町

都道府県	分科会名	用途区分	区 域
茨 城	茨城 第 3	宅地	土浦市、石岡市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市及び小美玉市
	〃 第 4	〃	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、城里町、大洗町及び東海村
	〃 第 5	〃	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市及び大子町
栃 木	栃木 第 1	〃	宇都宮市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、高根沢町及び那須町
	〃 第 2	〃	足利市、栃木市、佐野市、日光市、西方町、大平町、藤岡町、岩舟町及び都賀町
	〃 第 3	〃	鹿沼市、小山市、真岡市、那須烏山市、下野市、上三川町、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町及び那珂川町
群 馬	群馬 第 1	〃	前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、富士見村、榛東村、吉岡町、みなかみ町及び玉村町
	〃 第 2	〃	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、吉井町、下仁田町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町及び東吾妻町、
	〃 第 3	〃	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町
埼 玉	埼玉 第 1	〃	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区
	〃 第 2	〃	さいたま市西区、北区、大宮区及び見沼区
	〃 第 3	〃	川越市、坂戸市、鶴ヶ島市及び川島町
	〃 第 4	宅地及び林地	所沢市、狭山市及び入間市
	〃 第 5	宅地	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町
	〃 第 6	〃	川口市、蕨市、戸田市及び鳩ヶ谷市
	〃 第 7	〃	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町

都道府県	分科会名	用途区分	区 域
埼玉	埼玉 第 8	宅地	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市及び伊奈町
	“ 第 9	“	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町及び寄居町
	“ 第10	“	さいたま市岩槻区、春日部市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町 及び杉戸町
	“ 第11	“	行田市、加須市、羽生市、久喜市、騎西町、北川辺町、大利根町、 菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町
	“ 第12	宅地及び 林地	秩父市、飯能市、東松山市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、 嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、 長瀬町及び小鹿野町
千葉	千葉 第 1	“	千葉市中央区、若葉区及び緑区
	“ 第 2	宅地	千葉市花見川区、稲毛区及び美浜区
	“ 第 3	“	船橋市及び習志野市
	“ 第 4	“	市川市、鎌ヶ谷市及び浦安市
	“ 第 5	“	松戸市及び流山市
	“ 第 6	“	野田市及び柏市
	“ 第 7	宅地及び 林地	我孫子市、印西市、白井市、印旛村、本埜村及び栄町
	“ 第 8	“	佐倉市、八千代市及び四街道市
	“ 第 9	“	銚子市、成田市、旭市、八街市、富里市、匝瑳市、香取市、酒々 井町、神崎町、多古町及び東圧町
	“ 第10	“	茂原市、東金市、市原市、袖ヶ浦市、山武市、大網白里町、 九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町及び 長南町
	“ 第11	“	館山市、木更津市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、いすみ市、 大多喜町及び御宿町

都道府県	分科会名	用途区分	区 域
東京	区部 第 1	宅地	千代田区及び中央区
	“ 第 2	“	港区及び渋谷区
	“ 第 3	“	新宿区及び中野区
	“ 第 4	“	文京区及び台東区
	“ 第 5	“	墨田区及び江東区
	“ 第 6	“	品川区及び目黒区
	“ 第 7	“	大田区
	“ 第 8	“	世田谷区
	“ 第 9	“	杉並区
	“ 第10	“	練馬区
	“ 第11	“	豊島区及び板橋区
	“ 第12	“	北区及び荒川区
	“ 第13	“	足立区
	“ 第14	“	葛飾区
	“ 第15	“	江戸川区
	多摩 第 1	“	武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市及び国立市
	“ 第 2	“	府中市、調布市、狛江市及び稲城市
	“ 第 3	宅地及び 林地	町田市及び多摩市
	“ 第 4	宅地	小平市、東大和市及び武蔵村山市
	“ 第 5	“	東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市
“ 第 6	“	立川市、昭島市及び日野市	
“ 第 7	宅地及び 林地	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原 村及び奥多摩町	
“ 第 8	“	八王子市	
島しよ	宅地	大島町、新島村、神津島村、三宅村、八丈町及び小笠原村	
神奈川	神奈川第 1	“	川崎市川崎区、幸区、中原区及び高津区
	“ 第 2	“	川崎市多摩区、宮前区及び麻生区
	“ 第 3	“	横浜市鶴見区及び港北区
	“ 第 4	宅地及び 林地	横浜市緑区、青葉区及び都筑区

都道府県	分科会名	用途区分	区 域	
神 奈 川	神奈川第 5	宅地	横浜市神奈川区、西区、中区及び南区	
	“ 第 6	宅地及び 林地	横浜市保土ヶ谷区、旭区及び瀬谷区	
	“ 第 7	“	横浜市磯子区、金沢区及び港南区	
	“ 第 8	宅地	横浜市戸塚区、栄区及び泉区	
	“ 第 9	宅地及び 林地	横須賀市、三浦市及び葉山町	
	“ 第10	“	鎌倉市、藤沢市及び逗子市	
	“ 第11	“	平塚市、茅ヶ崎市及び寒川町	
	“ 第12	宅地	大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市	
	“ 第13	“	相模原市	
	“ 第14	宅地及び 林地	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町及び清川村	
	“ 第15	“	小田原市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、 山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町	
	新 潟	新潟 第 1	宅地	新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、 胎内市、聖籠町、弥彦村、阿賀町、荒川町及び神林村
		“ 第 2	“	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、 糸魚川市、妙高市、上越市、魚沼市、南魚沼市、田上町、川口町 及び湯沢町
	富 山	富山 第 1	“	富山市、魚津市、滑川市、黒部市、舟橋村、上市町、立山町、入 善町及び朝日町
		“ 第 2	“	高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市
石 川	石 川	“	石川県内全域	
福 井	福 井	“	福井県内全域	
山 梨	山 梨	“	山梨県内全域	

都道府県	分科会名	用途区分	区 域
長野	長野 第1	宅地	長野市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、飯山市、佐久市、千曲市、東御市、小海町、軽井沢町、御代田町、坂城町、小布施町、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町及び飯綱町
	〃 第2	〃	松本市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、安曇野市、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、上松町、木曾町、波田町、山形村、池田町、松川村及び白馬村
岐阜	岐阜 東	〃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、八百津町及び御嵩町
	〃 中	〃	岐阜市、高山市、関市、美濃市、山県市、飛騨市、下呂市、郡上市、岐南町及び笠松町
	〃 西	〃	大垣市、羽島市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町及び北方町
静岡	沼津	〃	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、函南町、清水町及び長泉町
	富士	〃	富士宮市、富士市、御殿場市、松崎町、小山町及び芝川町
	藤枝	〃	島田市、焼津市、藤枝市、岡部町、牧之原市、大井川町及び吉田町
	静岡	〃	静岡市、富士川町及び由比町
	磐田	〃	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村及び新居町
	浜松	〃	浜松市

都道府県	分科会名	用途区分	区 域
愛 知	名古屋第 1	宅地	名古屋市昭和区、瑞穂区、緑区及び天白区
	“ 第 2	“	名古屋市熱田区、中川区、港区及び南区
	“ 第 3	“	名古屋市東区、西区、中村区及び中区
	“ 第 4	“	名古屋市千種区、北区、守山区及び名東区
	一 宮	“	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町及び飛島村
	春 日 井	宅地及び林地	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、春日町、大口町及び扶桑町
	瀬 戸	“	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町及び長久手町
	知 多	“	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町
	刈 谷	宅地	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、一色町、吉良町及び幡豆町
	岡 崎	宅地及び林地	岡崎市及び幸田町
	豊 田	“	豊田市及び三好町
	豊 川	“	豊川市、蒲郡市、新城市、音羽町、小坂井町及び御津町
豊 橋	“	豊橋市及び田原市	
三 重	三重 第 1	“	四日市市、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町及び川越町
	“ 第 2	宅地	津市、鈴鹿市、名張市、亀山市及び伊賀市
	“ 第 3	“	伊勢市、松阪市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、明和町、玉城町、南伊勢町、紀北町及び御浜町
滋 賀	滋賀 第 1	“	大津市、草津市、栗東市、甲賀市、湖南市及び高島市
	“ 第 2	“	彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、野洲市、東近江市、米原市、安土町、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町及び西浅井町

都道府県	分科会名	用途区分	区 域
京 都	京都 第 1	宅地	京都市北区、上京区、左京区、中京区及び下京区
	“ 第 2	宅地及び 林地	京都市右京区、西京区、亀岡市、向日市、長岡京市、南丹市、大 山崎町、及び京丹波町
	“ 第 3	宅地	京都市東山区、南区、伏見区及び山科区
	“ 第 4	宅地及び 林地	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、 宇治田原町及び精華町
	“ 第 5	宅地	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市及び与謝野町
大 阪	大阪 第 1	“	大阪市都島区、東成区、生野区、旭区、城東区、阿倍野区及び鶴 見区
	“ 第 2	“	大阪市住吉区、東住吉区、西成区、住之江区及び平野区
	“ 第 3	“	大阪市此花区、港区、大正区、西淀川区、東淀川区及び淀川区
	“ 第 4	“	大阪市福島区、西区、天王寺区、浪速区、北区及び中央区
	“ 第 5	“	大東市、東大阪市、四條畷市及び交野市
	“ 第 6	“	堺市
	“ 第 7	“	岸和田市、泉大津市、和泉市、高石市及び忠岡町
	“ 第 8	“	貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町
	“ 第 9	宅地及び 林地	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤 阪村
	“ 第10	“	八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市及び藤井寺市
	“ 第11	宅地	守口市、枚方市、寝屋川市及び門真市
	“ 第12	“	吹田市及び摂津市
	“ 第13	宅地及び 林地	高槻市、茨木市及び島本町
	“ 第14	“	豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町
兵 庫	兵庫 第 1	“	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町
	“ 第 2	宅地	尼崎市、西宮市及び芦屋市
	“ 第 3	“	神戸市東灘区、灘区、兵庫区、長田区、北区及び中央区
	“ 第 4	宅地及び 林地	神戸市須磨区、垂水区、西区、明石市、洲本市、南あわじ市及び 淡路市

都道府県	分科会名	用途区分	区 域
兵 庫	〃 第 5	宅地	加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、稲美町、播磨町及び多可町
	〃 第 6	〃	姫路市、豊岡市、養父市、朝来市、福崎町、香美町及び新温泉町
	〃 第 7	〃	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町及び佐用町
奈 良	奈良 第 1	〃	奈良市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町及び安堵町
	〃 第 2	〃	大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、宇陀市、川西町、三宅町及び田原本町
	〃 第 3	〃	大和高田市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町及び下市町
和歌山	和歌山	〃	和歌山県内全域
鳥取	鳥取	〃	鳥取県内全域
島根	島根	宅地	島根県内全域
岡 山	岡山 第 1	〃	旭川以西の岡山市（ただし、京橋町、表町、中央町、柳町、大供3丁目、東島田町、中島田町、島田本町、高柳東町、高柳西町、西崎、西崎本町、万成西町、谷万成2丁目、津島京町、津島笹が瀬、津島西坂、津島本町、津島、宿、原、玉柏で囲まれた地域を除く）、旭川以东の岡山市のうち旧瀬戸町の区域、玉野市、総社市、備前市、赤磐市及び和気町
	〃 第 2	〃	岡山市の一部（岡山第1分科会の担当する区域を除く）、笠岡市、井原市、高梁市、新見市、瀬戸内市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町及び吉備中央町
	〃 第 3	〃	倉敷市、津山市、真庭市、美作市、鏡野町及び勝央町

都道府県	分科会名	用途区分	区 域
広島	広島 第1	宅地	広島市、府中町、海田町、熊野町及び坂町
	第2	〃	呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市及び北広島町
	〃 第3	〃	三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市及び世羅町
山口	山口 第1	〃	下関市、宇部市、萩市、長門市、美祢市、山陽小野田市及び秋芳町
	〃 第2	〃	山口市、防府市及び周南市
	〃 第3	〃	下松市、岩国市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、田布施町及び平生町
徳島	徳島	〃	徳島県内全域
香川	香川	〃	香川県内全域
愛媛	愛媛 第1	〃	松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、保内町、鬼北町及び愛南町
	〃 第2	〃	今治市、新居浜市、西条市及び四国中央市
高知	高知	〃	高知県内全域
福岡	福岡 第1	〃	北九州市小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、苅田町、吉富町及び築上町
	〃 第2	〃	北九州市戸畑区、八幡東区、八幡西区、直方市、田川市、添田町、川崎町及びみやこ町
	〃 第3	〃	北九州市門司区、若松区、中間市、宗像市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町

都道府県	分科会名	用途区分	区 域
福 岡	福岡 第 4	宅地	福岡市東区、飯塚市、古賀市、福津市、宮若市、新宮町、久山町、 粕屋町、小竹町及び鞍手町
	〃 第 5	〃	福岡市博多区、中央区、朝倉市、小郡市、筑紫野市、大刀洗町及 び筑前町
	〃 第 6	〃	福岡市南区、春日市、大野城市、太宰府市、嘉麻市、那珂川町、 宇美町、篠栗町、志免町、須恵町及び桂川町
	〃 第 7	〃	福岡市西区、城南区、久留米市、前原市、二丈町、志摩町、黒木 町及び広川町
	〃 第 8	〃	福岡市早良区、大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、み やま市及び立花町
佐 賀	佐 賀	〃	佐賀県内全域
長 崎	長崎 第 1	〃	長崎市、島原市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、 長与町及び時津町
	〃 第 2	〃	佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、壱岐市、東彼杵町、 川棚町、波佐見町、江迎町、鹿町町、佐々町及び新上五島町
熊 本	熊本 第 1	〃	熊本市（白川以北の地域）、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、 阿蘇市、合志市、長洲町、植木町、大津町及び菊陽町
	〃 第 2	〃	熊本市（白川以南の地域）、八代市、人吉市、水俣市、宇土市、 宇城市、天草市、城南町、富合町、御船町、嘉島町、益城町及び 芦北町
大 分	大 分	〃	大分県内全域
宮 崎	宮 崎	〃	宮崎県内全域

都道府県	分科会名	用途区分	区 域
鹿 児 島	鹿児島第 1	宅地	鹿児島市の一部（甲突川以北の地域）、枕崎市、阿久根市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、市来町、さつま町、菱刈町及び湧水町
	“ 第 2	“	鹿児島市の一部（甲突川以南の地域）、鹿屋市、西之表市、垂水市、曾於市、霧島市、志布志市、奄美市、加治木町、始良町、蒲生町、大崎町、錦江町、南大隈町、肝付町、中種子町、南種子町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、和泊町、知名町及び屋久島町
沖 縄	沖縄 第 1	“	那覇市、石垣市、糸満市、豊見城市、宮古島市、南城市、与那原町、南風原町及び八重瀬町
	“ 第 2	“	うるま市、宜野湾市、浦添市、名護市、沖縄市、本部町、恩納村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村及び西原町